

Title	利子歩合の平衡 (一)
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.839(135)- 859(155)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

部地方に向つて非常なる活氣を興ふるに至り、千九百十二年には此方面の鐵道工事に從事せしもの萬を以て數ふ、又郵便、及電信局は此鐵道線路に沿ふて設置せられ、通路の新設其他新村落、新移住地は是等、停車場附近に發生し、幾多の鑛山師は金、及石炭の鑛脈を發見するに忙しく、又事實鐵道線の附近には良質の炭田存し黒龍江鐵道は是等の炭田より其供給を仰ぐことを約せり、又浦鹽港に於ける市街電氣鐵道は千九百十二年を以て完成せり。

千九百十二年には都市と村落とを問はず漸次私立銀行が政府の援助を離れて獨立するもの多き傾向を生ずるに至れり、蓋、極東方面に於ける露國の領土廣大なると其人口の稀薄なると、金融機關の大中心と小中心との間に其距離の大なることは村落生活をなすものをして一朝有事の場合に於て充分に銀行其者を利用せしむること

能はざる困難あり、斯くて千九百十一年國立銀行は各町村の間に貯蓄又は信用に關する小銀行を設置せしめ、國立銀行は是等の小銀行に對して五百弗乃至千五百弗を限りて貸與せしが、是等銀行の内には漸次業務の發達につれて、一、二年を経過せざる内に或者は資金を増加し、或者は株式組織に變更して吾人が前に述べし如く獨立の營業を有するに至りしものなりとす。之れを要するに、最近、是等の方面に於て大なる變化を興ふ可しと考へられしものは黒龍江鐵道、及「ウスリ」鐵道の如き工事と「ニコライエフスク」浦鹽港及「アレキサンドロフスク」の築港工事等なりとす。

吾人は最後に露領極東方面と米國との通商關係に就きて述べ可し、蓋、兩者の間に直接的交通を有せざりしことは米國の此方面に於ける取引を阻害せしめしこと少からず、故に米國にし

て此方面の問題を解決するに於ては、從來輸入せられし農業上の機械、自動艇、自動車、製材用機械、鑛山用機械、「コンデンスマイルク」等は更に大なる價格に達するに至る可し、只だ是等貨物取引をして發達せしむる爲めには以上述べたる直接的連絡を計る以外に浦鹽港に於て米國人の合同的代理店を設くること必要なり、勿論、此代理店の中心人物は露語と露國の事情に通曉せし者ならざる可からず。(完)

利子歩合の平衡 (一)

高城 仙次郎

第一節 概言

一融通階級内に於ける利子歩合は、其階級内

に現存する融通資金の需用と供給との一致する點に於て定まるものなれば、同一融通階級にては資金の貸借は總て均一の利子歩合を以て行はるゝの傾向を有せりと看做すことを得可し。されど、甲の融通階級に於て行はるゝ利子歩合は乙の融通階級に於て行はるゝ利子歩合と如何なる關係を有するや。此兩者は常に平衡を保つものなるか、將た又各々其率を異にするものなりや。是れ吾人の講究せんと欲する所なりとす。既に再三本誌に於て説述せるが如く、或一定の土地に在住する者は各々其財産、職業及び信用等を標準として數個又は數十個の融通階級に分たれ、各人は自己の屬する階級内に於て資金を貸借するものなれば、利子歩合が同一市町村の各階級間に於ては勿論、各地方間及び國際間に於ても多少の高低を示すことある可きは當然なりとす。如何となれば、假りに純利子歩合が

各地方間及び各階級間に於て全然同一なりとするも、甲地方又は甲階級の資金供給者が乙地方若しくは乙階級の資金供給者よりも高率の保険料及び手数料を要求することある可ければなり例へば、東京市の商業銀行は信用の確實なる顧客に對し年利七八分の金利を以て資金を融通せるにも拘らず、同市に於ける個人間の貸借が年利一割以下にて行はるゝこと頗る稀なりとす。

斯くの如く、利子歩合は一定の時に於ては各融通階級間に於て多少の開きを維持するものなれども此等の各々其率を異にせる利子歩合は常に或る一定の制限内に於て平衡點を求めんとするの傾向を有せり。是れ尙ほ同一貨物が一定の地方に於ては同一の價格にて賣買せらるゝの傾向を有するに異ならず。されば、吾人は今や進んで利子歩合が(一)同一地方の融通階級間に於て、(二)地方間に於て、(三)國際間に於て各々

其率を異にする所以を探究すると同時に如何なる點まで利率の平衡が實現せらるゝものなるかを闡明せんと欲す。

第二節 同一地方の融通階級間に於ける於ける利率の差異

全然品質を同ふせる或る貨物が同一の市町村内に於ては同一の價格を以て賣買せらるゝの傾向あるは茲に喋々するの要を見ず。例へば、假りに同質の石炭が福岡市に於て一噸十圓にて賣却せらるゝに拘らず東京市芝區に於ては二十圓の價格を維持することありとするも、神田區に於て同種の石炭が十五圓又は二十五圓にて取引せらるゝことなかる可きは理の當然なりとす。然るに利子歩合が同一地方に於ても貨物の價格の如く均一の率を維持することなきは何故なりや。

惟ふに、若し資金の貸借に何等の危険又は繁

瑣なる手数の伴ふことなく、利子歩合が従つて資金の使用其物に對する支拂のみに依りて、即ち所謂純利子を標準として定まるものなりとせば、同一地方に於ける資金の貸借は總て同一の歩合を以て行はる可きなり。如何となれば、假りに甲融通階級に於ては年利五分、乙階級に於ては七分、丙階級に於ては一割にて資金の貸借が行はるゝことありとせんか、新たに資金を貸付けんを欲する者は丙階級に於て之を行ひ、資金の缺乏を感じる者は甲階級に於て之が融通を仰ぐ可きを以て、丙階級に於ける資金の供給増加して利子歩合を低下せしめ、又甲階級に於ける資金の需用膨脹して利子歩合を昂騰せしむるの結果として、同地方の金利は平均せられて乙階級に於て行はるゝ利率即ち七分内外に落付くに至る可ければなり。否、上叙の假定の下に於ては同地の金融界は夥多の融通階級に分たるゝこ

となく、資金貸借者の全部は單一に一個の融通階級を構成し、此處に行はるゝ利子歩合も自ら一種に過ぎざる可し。

又、假りに貸借に多少の危険及び手数の伴ふものありとするも、若し此兩者が總ての場合に於て全然同一の程度のものなりとせば、上述と同一の現象を呈す可し。例へば、純利子は甲に於て五分、乙に於て七分、丙に於て一割なるも此外に各階級を通じて二分の保険料及び一分の手数料の授受せらるゝ結果として、實際に契約せらるゝ利子歩合は左表に示すが如く

	甲階級	乙階級	丙階級
純利子	五分	七分	一割
保険料	二分	二分	二分
手数料	一分	一分	一分
實際歩合	八分	一割	一割三分

甲階級に於て八分、乙階級に於て一割、丙階級に於て一割三分

級に於て一割三分なりとせんか、甲階級に於ける資金の需用は當然膨脹すると同時に其供給は減少し、又丙階級に於ては之と正反對の現象を呈す可きに由り、此場合に於ても貸借が全く安全にして且つ何等の手續を要せざる際と同じく、利子歩合の平衡を觀るに至るものなりとす。

然りと雖も、日常實際に行はるる資金の貸借には幾分かの危険と手数を伴ひ、而かも此兩者は殆んど各貸借毎に多少其程度を異にするものにして、且つ各都市又は町村に於ける資金の需用者並に供給者は上述の如く職業、財産、信用等を標準として幾多の融通階級に分たれ、各需用者又は供給者は其の屬する階級に於て資金を貸借するものなるを以て、同一の都市又は町村に於て各々率を異にする數種又は數十種の利子歩合の行はるゝは自然の勢なりとす。而して一都市に於ける利子歩合が最高と最低との間に

數割に上る開きを呈せること稀なりとせず。左に掲ぐる表は大正六年八月中東京市に於て行はれたる諸種の利子歩合を示すものなりとす。

東京市に於ける諸種の利子歩合

貸借の種類	年		平均又は普通
	最高	最低	
當座預金	〇・四七	〇・一割	〇・一八
特別當座預金	〇・五一	〇・二六	〇・三六
定期預金	〇・七〇	〇・三〇	〇・四五
郵便預金	—	—	〇・四八
普通貯金	〇・五四	〇・四三	〇・四八
コ ー ル	〇・六二	〇・三三	〇・四八
手形割引	一・一〇	〇・四四	〇・六一
手形貸付	一・二〇	〇・四四	〇・六三
六分五厘第二回 鐘紡社債(利廻)	—	—	〇・六六
當座預金貸越	一・〇二	〇・四九	〇・六八
證券貸付	一・二〇	〇・四〇	〇・七五
個人間の不動産貸付	一・六六	〇・七五	一・〇九
恩給貸付	—	—	乃至一・八〇

電話貸付 二・二〇
質屋貸付 三・〇〇
備考

として資金を貸付くことを業務とせる某氏より直接聴取せし所に據る。

一、當座預金、特別當座預金、定期預金、普通貯金、手形割引、手形貸付、當座預金貸越、證券貸付の八種に對する利子歩合は「官報」第千六百十四號(大正六年十二月十八日發行)に發表せる大藏省の調査に係る大正六年八月中の「金融状況」に據る。其中當座預金、手形割引、手形貸付及び證券貸付歩合は大藏省の調査にては日歩を以て示せるも、右表に於ては他との比較を便にする爲めに之を年利に換算せり。

二、最高並に最低のコール歩合は「銀行通信錄」第六十四卷第三百八十三號(大正六年九月二十日發行)所載「東京の金融」(大正六年八月)と題する記事に據る。平均歩合は此兩者を單に平均せしものなり。

三、個人間の不動産貸付利子は日本勸業銀行の調査に係る大正六年十一月中の「全國不動産抵當貸付金利調」に據る。此調査に載する歩合は東京府下の平均なるも、假りに市部に於ても同一の歩合が行はれしものとして右表に收録せり。

四、恩給貸付歩合は市内に於て恩給を抵當として金錢を貸與することを業務とせる某兩替店の營業案内書に據る。

五、電話貸付歩合は市内に於て既設又は架設中の電話を抵當

此利子歩合表は決して大正六年八月中東京市に於て行はれたる總ての資金融通の利子歩合を網羅せるものに非ざるが、同表に示したる諸種の金利歩合のみに就きて之を論ずるも、最低歩合は一分八厘にして最高歩合は三割なるを以て兩者の開きは尙ほ二割八分二厘に上れり。尤も普通低利を以て行はるる預金は通例貸付と稱せらるる資金の融通とは其性質に於て多少異なる所あるが故に、姑らく之を除外して、單に所謂貸付歩合のみに就きて之を觀るに、「コ ー ル」貸借歩合の四分八厘を最低とし、質屋貸付歩合の三割を最高とせるを以て、其差尙ほ二割五分二厘に當るを見るなり。

斯くの如く「コ ー ル」貸借歩合が質屋貸付歩合に對して二割五分の開きを維持せるは主として

『コール』貸借に伴ふ手數と危険とが質屋貸付に比して遙かに僅少なるの事實に基くものなりとす。此兩種の貸借は擔保付なるの點に於て相類似せる所なきにしもあらざれども、其他の條件に於ては大に其性質を異にせり。(第一)『コール』貸借に用ひらるる擔保は有價證券にして、借手が債務の履行を怠りたるときには、債権者は直ちに擔保品を賣却して貸付元金を回収することを得るに反し、質屋業者が其顧客より受領する擔保品は貴金屬製品、衣類又は其他有價證券に比して即賣の困難なる性質を備ふる物品なるを常とするを以て、容易に貸付元金を回収することを得ず。(第二)所謂質種の鑑定、保管及び保存上の手數と費用とは有價證券に於けるものゝ比に非ず。(第三)『コール』資金の融通を仰ぐ者は多く取引所の仲買人等にして多少の資産もあり金融界に於て相當の信用を有する者なるが

故に擔保品に就きて債権者か大損失を受くること殆んど絶無なるに反し、質屋の顧客は主として無資産階級に屬する者にして徳義心を缺ける者も少からず。従つて、質種として提供せられたる物品が往々にして贓品なることを發見せられ、質屋業者が不測の損失を蒙ること稀なりとせず。(第四)『コール』貸借の金額は一口數百圓又は數千圓に上るを常と爲すが故に貸付金額に比して貸付の手數少きに反し、質屋の貸出は少額なるを以て貸付の手數比較的多し。(第五)最後に『コール』の貸付者は此特種の貸借の性質上何時たりとも債務者に元金の返済を要求し得るに反し、質屋業者は此權利を有せざるを以て、後者に對する貸付の危険は前者に對する夫れに比して幾倍なるかを知らざるなり。

此等數個の事情の爲め、質屋業者は『コール』の貸付者たる銀行業者よりは遙かに多額の手數

料並に保険料を徴收せざるを得ず。是れ即ち大正六年八月中東京市に於て行はれたる兩種の貸借間に二割五分の利鞘を呈したる所以なりとす他の利子歩合に就きて云ふも亦之と同じく、

『コール』歩合が四分八厘なるに對し、當座預金貸越が六分八厘、個人間の不動産擔保貸付歩合が一割〇九厘、又、恩給貸付が一割八分を維持せしは各種の貸借に伴ふ手數並に危険の程度が異なるに基くものに外ならず。

第三節 同一地方に於ける利率の平衡

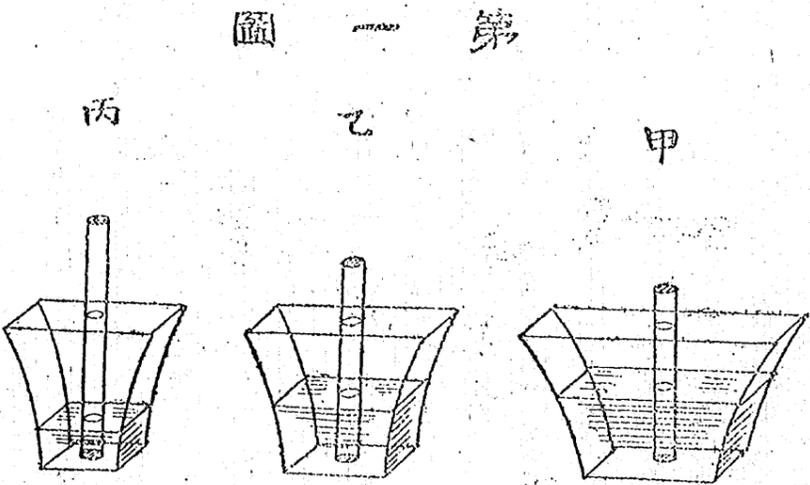
前節に於て論述せるが如く、同一市町村内に於て行はるる貸借は融通階級間に於て其利子の歩合を異にするものなるが、各融通階級には超ゆ可からざる障壁ありて、利率は各階級内に於ける特種の事情に依りて定まり、他の階級内に於ける資金の需給關係の爲めに何等の影響を蒙むることなきや。若し又、之に反して、各階級内

に於ける資金の需給關係が互に他の階級の金融を左右するものなりとせば、其影響の程度は果して如何。是れ吾人の次に闡明せんと欲する所なりとす。

假りに、各融通階級に屬する者が常に其の階級内に於て資金を貸借し、如何なる事情ありとするも、決して他の階級より資金の供給を仰ぎ或は又他の階級に對して資金を融通するが如きと絶體になしとせば、各融通階級内の利子歩合は全く他の階級とは獨立に定まるの結果として同一地方に於ける利子歩合が最高率と最低率との間に甚しき開きを維持することある可し。此の理は第一圖に示す所に依りて明瞭なりとす。

圖中甲、乙、丙三個の水槽は三個の融通階級を表はし、各其内部の水は資金の貸借額を示し水槽上に現はるる圓柱の部分は手數料並に保険料の合計の率を指示し、水面より水槽上蓋まで

の圓柱の距離は純利子歩合を表はすと假定せよ



然らば、各水槽内の水面より圓柱の頂端に至る

距離は各融通階級内に於ける總利子歩合を表はすものなりと看做すとを得可し。従つて、若し水即ち資金の供給が或る原因の爲めに増加し其水面上昇せば、水槽の上蓋との間の距離縮少すると同時に、水面と圓柱の頂點との間の距離も亦減少す可し。換言すれば、資金の需用に何等の變動なくして、其の供給のみ増加せば、利子歩合は當然下落するに至るなり。然るに圖中の甲、乙、丙三個の水槽は各々獨立せるものにして、此水槽間に於て何等水準を調和するものなきが故に、各水槽内の水準は夫れ々々特種の事情に依りて定まり、他の水槽内の水準と何等の關係を有せざるの結果として、圖中に示すが如く、甲の水面が乙に比し、乙の水面が丙に比して高位を保つことあるなり。換言すれば、融通階級間に於て資金供給の聯絡なき際には、純利子歩合の間に開きを生じ、總利子歩合の懸隔が自ら

夫れ丈け各階級間に於て著しく現はるゝものなりとす。

然りと雖も、實際には、同一市町村内に於ける各融通階級は他の階級との間に資金需給の聯絡を有するものなるを以て、純利子歩合は各階級を通じて同率を保つ傾向を有せり。蓋し資金の需給者は出來得る限り低利にて資金の融通を仰ぎ或は出來得る限り高利にて之を貸與せんと努む可きが故に、資金は利率の比較的低き處より比較的高き階級に流入するを以てなり。而かも、資金の供給者が利子の高低を観察するに當りて顧慮するは總利子の歩合に非ずして其中純利子率のみなることを記憶せざる可らず。蓋し總利子中に含まるゝ保険料並に手数料は債權者の貸借上の費用及び損失を補償するに過ぎざるものにして、債權者が資金の貸借に對して收納する真正の報酬は純利子に外ならざるを以て

なり。されば、假りに或る一時的の特種原因の爲め甲乙、内の融通階級に於ける利子歩合が左の如き變調を呈することありとするも

融通階級	保險率並 手数料	純利子 歩合	總利子 歩合
甲	一分	五分	六分
乙	三分	五分	八分
丙	五分	八分	一三分

纏て階級間に於ける資金流動作用の結果として、左の如く利子歩合が調節せらるゝに至る可し。

以上論述せる所は下に掲ぐる第二圖を参照せば更に一層明瞭とならんか。

圖中甲、乙、丙の水槽は水平に裝置されたる圓管を以て接續され、三個の水槽内に於ける水は自由に此圓管を通じて流動する結果として、各水槽内の水準は他の水槽内に於ける水準と常に平衡を保つ傾向を有せり。資金も亦此等水槽内に於ける水と同じく各融通階級間に於て自由に流動するものなるを以て純利子歩合は常に各階級間に於て平衡を保つ傾向を有するものなりとす。

最後に、純利子歩合は斯くの如く同一地方に於て平準を維持するの傾向を有するものなりと雖も、各融通階級間に於ける貸借上の手數と危険との相違が持續する限り、總利子歩合が同一市町村内に於て均一となることなきものなるを忘却す可らず。是れ圖中に於ける水槽の圓柱の長さが變更せられざる限り、各水槽内の水面より圓柱の頂點までの距離が水面の高低に拘らず

一致するものとみなすに同じ。

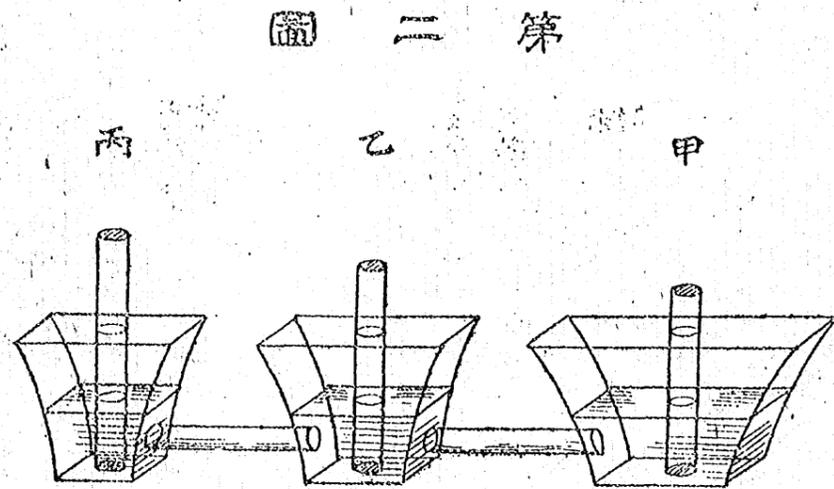


圖 二 第

第四節 地方間に於ける利子歩合の平衡

同一地方に在りては純利子歩合が各融通階級間に於て平準點を求むるの傾向を有するものなることは前述の如くなるが、甲地方と乙地方との間に於ても此作用の行はるゝものなるか。是れ吾人の次に知んと欲する所なりとす。假りに甲乙兩地方間に於て全く何等の交通又は取引の行はるゝことなく、各地方の住民は互に他の地方の經濟事情に就きて何等聞知推察する所なきか、又假りに是れ在りとするも、兩地方間の取引が全然禁止せられ居るとせば、各地方に於ける利子歩合は其の地方特有の資金需給關係に依りて定まり、他の地方に於ける金融状態の影響を受くることなかる可し。是れ尙は同一地方に於て各融通階級間に資金流動の作用行はれざる場合に利子歩合が各階級に於て獨立に定まるも

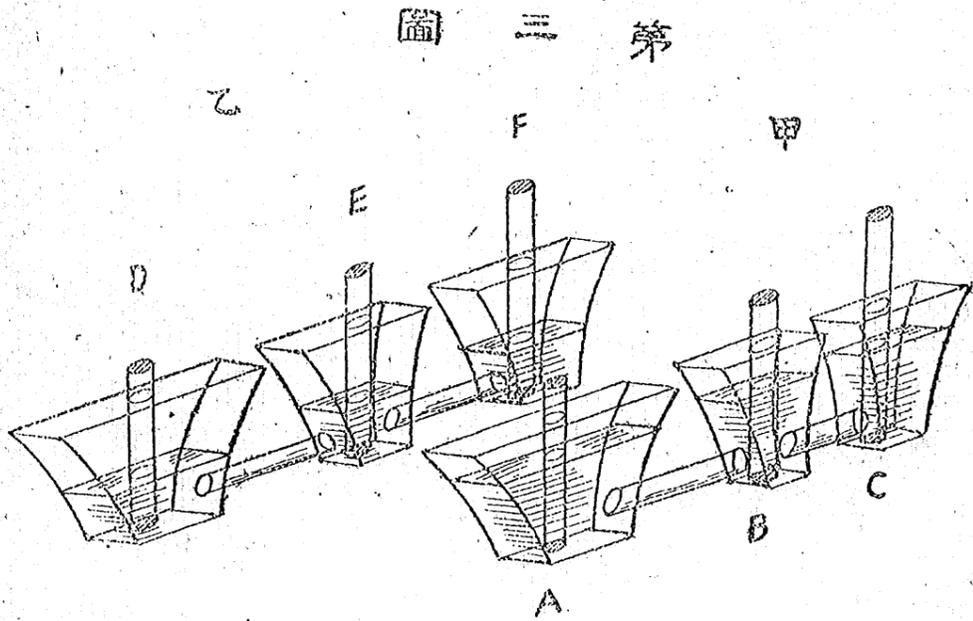


圖 三 第

のなるに異ならざるなり。第三圖は此關係を示すものなりとす。

圖中の水槽A、B、Cは水管を以て接続せらるゝが故に皆な同一の水準を保てり。水槽D、E、Fに就きて云ふも亦同じ。されど此二組の水槽間には接続管の裝置を缺くが爲めに、圖中に示すが如く、甲組に屬する水槽内の水準は遙かに乙組の水準より高きに拘らず、水が甲組より乙組に流入して、兩者に於ける水準の平衡を求むることなきなり。

斯くの如く、甲乙兩地方間に何等金融上の聯絡なしとせば、各地方に於ける利子歩合は其地特有の金融事情に依りて定まり、他の地に於ける資金の需給關係に左右せらるゝことなき結果として、甲乙兩地方間に純利子歩合が著しき開きを呈するに至ることある可し。然りと雖も、亞弗利加又は濠洲の内地等に於ける蕃人の村落

勢を示すに異ならず。

然りと雖も、一國內の總ての地方間に於て、純利子歩合(從て總利子歩合)が全然一致するが如きことは想像するを得ざるなり。勿論、金融關係の頗る密接なる大都市間、例へば我國に於ける日本銀行本支店の所在地にして、其各地の間に於ける爲替が日本銀行に依りて無手数料にて取扱はれつゝある東京、大阪、名古屋、門司等の都市間に在りては、資金の移動は一片の爲替券の送達に依りて圓滑に行はるゝものなりと雖も、中央銀行の提供する無料爲替を利用することを得ざる地方間に在りては、資金の輸送に多少の費用を要するが爲めに、此資金の移動が完全に行はるゝことなければなり。是れ貨物の市價が各地方間に於て全然一致すること稀なるの理に異ならず。我國に於ける煙草の如く全國到處同一の公定價格を以て販賣せらるる貨物を除き

等を除きては、今日何れの國にても他の地方と多少の交通又は取引を行はざる部落の存することなく、殊に郵便、電信又は鐵道等に依りて聯絡されたる市町村の間に於ける經濟的關係は日々密接に爲りつゝあるを以て、資金の需給狀態より之を觀れば、原始時代を脱したる國は各々一個の規模廣大なる金融界を組織せるものと看做すを妨げざるなり。換言すれば、資金の需用者並に供給者は其の居住地又は營業地の如何を問はず出來限り利子の低率なる地方に於て資金を借り入れ或は利子の比較的高率なる處に於て資金を貸與せんとする結果として、資金は比較的金融の緩慢なる地方より比較的其の逼迫せる地方に流入し利子歩合、少なくとも純利子歩合は夫れが爲め全國を通じて同率に歸着せんとするの傾向を有せり。是れ尙ほ同一市町村に於ける各融通階級の利子歩合が常に一致せんとするの趨

凡そ商品の市價は各地方間に於て少くとも運賃に相當する丈の値鞘を維持するを常とす。資金の使用料たる純利子歩合も之と同じく、少くとも金融の中心を離れたる各地方間に於ては、資金を輸送するに要する費用に相當する丈の開きを維持するの傾向を有せり。勿論、或場合に於ては日本銀行の支店を有せざる諸市の純利子歩合が全く平衡を保つことある可けれど、こは各市特有の金融事情の爲めに、純利子歩合が偶然一致せるものに外ならずして、資金の移動が全く圓滑に行はれたるに基つくものに非ざるなり。

論者或は曰はん、商品の輸送には比較的多くの費用を要するが故に、同種同質の貨物が甲乙兩地方間に於て少くとも此運賃に相當する値鞘を以て賣買せらるゝは自明の理なるも、貨幣の輸送費は頗る僅少ななるが爲め、甲乙兩地方の間

に利子歩合が貨幣運送費の關係よりして目立つ程の等差を保つがとなく、況んや資金は中央銀行支店所在地以外に於ても貨幣を現送せずとも爲替作用に依りて殆んど何等の費用を掛けずして送達するを得るに非ずやと。然り、貨幣の運送に要する費用は同一金額に相當する貨物の運送費に比して遙かに輕微なるを常とすれども、此費用が金利に及ぼす影響は必ずしも輕視す可きものに非ざるなり。假りに、金利の比較的高き一小都會に於ける、或銀行が其顧客より一ヶ年の期限にて現金一萬圓の貸付を要求されたる際、手許在金融乏せるが爲め、金利の遙かに低き大都會の或る親銀行より低利にて一萬圓を融通し、之を現金にて自己の費用にて取寄せんとせるに輸送費十圓を要するとせば、此費用並に返濟期に於ける現金の返送費の合計金二十圓は小都會の銀行が其顧客に轉嫁す可きを以て、此

顧客の支拂ふ利息は此費用を要せざる場合よりは年二厘方(一萬圓に對する二十圓の割)高位に定めらる可し。此歩合たるや頗る輕微なるものなるは勿論なるも、尙ほ現金の輸送費が幾分たりとも利子歩合を高騰せしむるものなると同時に現金の送達費が各地方間に於ける純利子歩合の均衡作用を妨害することを證明するものに非ずして何ぞや。更に、若し前記貸借の期限が一ヶ年に非ずして僅かに一ヶ月に過ぎずとせば、銀行の顧客が負擔する現金輸送費は一ヶ月に付二厘即ち一ヶ年二分四厘の割合に上るなり。

又、假りに前記銀行の顧客が借出金をば直ちに現金を以て受領せず、振替預金として同銀行に預け、必要に應じて之を引出すとするも、尙ほ多少の現金送達費を負擔せざるを得ず。如何となれば、銀行は當座預金の膨脹に對して支拂準備を増加するの必要あるが爲めに、現金を他

の地方より取寄せざるを得ざるを以てなり。若し此銀行が平素當座預金に對して五割の支拂準備金を置く方針を採れりとせば、前記顧客は現金輸送として年一分二厘に相當する餘分の利子を支拂はざるを得ず、又假りに當座預金對支拂準備の比率が三割に過ぎずとするも、此超過利率は年七厘以上に達す可し。

尙ほ又、爲替作用に依りて殆んど何等の費用なしに甲市より乙市に資金の送達を行ひ得ることありて、従つて乙市に於ける資金の需用者が資金の送達の爲めに何等餘分の金利を負擔せしめられざることなきにしも非ざるも、甲市より乙市に對する爲替送金に費用を有せざるは普通乙市が爲替取組上甲市に對して借越の地位に立てる場合に限るものなるが、爲替の關係上借越の地位に立てる地方に於ける金融は比較的緩慢なるを常とするを以て、此際に乙市が甲市より

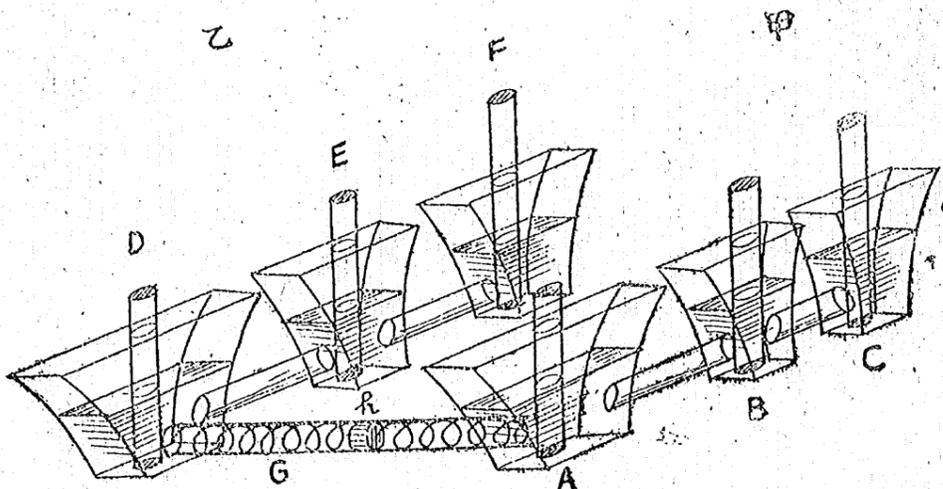
資金の供給を仰ぐが如きこと尠かる可きが故に此場合に於ては貸金送達の費用と金利との關係の問題は自ら消滅するに至るなり。されど、之に反して、乙市が甲市に對して爲替取引上貸越の地位に立ち、乙市の金融比較的逼迫せる際に、乙市が甲市より爲替作用により資金の供給を仰ぐとせんか、爲替作用を維持する爲めに、甲市より乙市に現金を輸送するの必要生ず可きに由り、乙市に於ける資金の需用者は其輸送費を負擔せしめらる可し。(註)

註、小都會の銀行が手許在金の缺乏せる際に貸出の請求を受けたるとき、大都市の親銀行より資金を取り寄せ、高利にて之を貸付け現金輸送費を回収するは顧客吸集策として最も拙劣なるものとして、此現送費を借主に轉嫁せずして、従前と同率の低利にて貸付を行ふか、或は寧ろ貸出を全然拒絶することありと聞く。若し總ての銀行が現送費を常に自ら負擔するものとせば、純利子歩合の平衡は完全に行はるゝものなりと云ふを得可きも、銀行が全然自己の費用を以て顧客の爲めに資金を取寄するが如きことは或る特種の場合を除くの外想像するを得ず。又、甲銀行がAに對して

貸出を拒絶せば、Aは當然乙銀行に融通を請求し乙銀行も其請求を容れざれば、丙銀行に交渉を試みるならん。其結果は同地に於ける金利を昇騰せしむるに至る可し。されば孰れの場合に於ても、金融の逼迫せる地方の純利子は上述の如く現送費に相當する歩合丈け他の地方に比して上騰するの傾向を有するものなりと推斷するを妨げざらんか。

以上論述する所に依りて、地方間に於ける資金の送達に多少の費用を要するものなることは明ならん。若し甲地方より乙地方に現金を輸送するに際して何等の手續、運賃等を要せずとせば、總利子歩合の主要なる要素たる純利子歩合は一國內に於て全然同率を維持するの傾向を有し、且つ地方間に於ける總利子歩合の開きも自ら其範圍内に於て縮少するの結果を呈するものなるも前述の資金送達上の費用が此平衡を妨害するの作用を有するものなることを看過す可からざるなり。而して此純利子歩合均衡が阻害せらるゝ程度は送達資金に對する輸送費の比率に

第四圖



依りて定まるものとす。

地方間に於ける此純利子歩合の平衡作用、之に對する資金送達費の關係並に總利子歩合に及ぼす此不完全なる平衡作用は右に掲ぐる水壓機式圖解を参照せば尙は一層明瞭に了解することを得可し。

圖中に示すが如く、甲組の水槽ABCは乙組の水槽DEFと水管Gに依りて接続せらる。若し此水管内に何等の裝置なく、甲組と乙組との間に於ける水の流動が余く自由なりとせば、總ての水槽内の水準は完全に平衡を保つ可きは明かなり。従つて若し或る原因の爲め甲組の水槽の水面が昇騰するか、若しくは乙組の水槽の水面が降下せば、水は甲より乙に流入して、兩者間の水面の平衡を恢復するに至る可し。然るに、圖中に示すが如く、水管Gの内部には其内面との間に寸毫の間隙を剩さず、而かも何等の

摩擦なくして前後に自由に滑走せしめ得る摺臼形の一小栓hありて、其前後には夫れと水槽C並にFとの間に同一の彈力を有する螺旋形に巻きたる針金を裝置せり。若し、甲組の水槽内の水壓が乙組の水壓に比しければ、此滑走栓は水管Gの中央に其位置を占むるものなりとす。されど、今假りに甲組の水槽内に於ける水が或る原因の爲めに増加するか又は乙組の水が減少して兩者の水面の間に著しき高低を生じなば、甲組内の水は水管Gを通じて乙組に流入せんとする結果、滑走栓hは水槽Fの方面に移動するに至る可し。而かも、hとFとの間に裝置せる螺旋形針金の彈力は幾分か此水壓作用を妨害す可きに由り、甲組と乙組との間に完全なる水準の平衡を見ることを得ざるなり。換言すれば、甲組内の水が水管に流入して、其壓力に依りて乙組内の水面を昇騰せしめたる後に於て、甲組内の水

面は尙ほ乙組内の水準に比して稍々高位を保つ可し。

此水壓機式説明中の螺旋針金の弾力は即ち資金の輸送費を表示せるものに外ならず。其針金の弾力強ければ水準の平衡を妨害すること甚だしく、又其の弾力弱ければ、此平衡が比較的完全に行はるゝと同じく、各地方間に於ける資金の送達費多額に上るとせば、各地方間に於ける純利子歩合の開き著しく、又其輸送費少ければ、利鞘は自ら比較的僅少なる可し。勿論、債権債務者の間に於て實際に授受せらるゝ利子は純利子以外に手数料並に保険料を含むものなれば、金融界に於て日常行はるゝ利子歩合が純利子歩合の開き以上に各地方間に於て等差を維持することある可きを記憶せざる可からず。假りに、甲乙兩市間に於ける純利子歩合の開きが僅かに年五厘に過ぎずとするも、若し乙市に於ける貸借に

伴ふ手数料と危険とが甲市に比して遙かに著しければ、實際の利子歩合が甲市にては最低年四分乃至五分なるに、乙市に在りては最低八分乃至一割に上ることなしとせざるなり。或は之に反して、純利子歩合は甲市に於て比較的低きも、同市に於ける貸借上の手数並に危険の程度が乙市よりも著しき結果として、甲市にて行はるゝ利子歩合が乙市に於けるよりは高率を維持することなしとせず。

以上地方間に於ける利子歩合の平衡に就きて論述せることが實際の事實と符合せるものなるを立證せんと欲せば、勢ひ各地に行はるゝ純利子歩合を比較することを要するも、純利子歩合の高低は正確に之を知ること不可能なり。如何となれば、債権債務者が相互間に利子の歩合を協定するに當りて、純利子は幾何、手数料並に保険料は幾何と云ふが如く、利子の各要素に

就きて割合を定むることなく、唯漠然と單に利子歩合幾何として協定するに過ぎずして、債務者は勿論債権者と雖も實際に授受しつゝある利子の要素間に於ける割合に就きて正確なる觀念を有すること殆んど絶無なるを以てなり。されど、純利子歩合に最も近きか、少くとも手数料並に保険料の割合が各地方に於て最も相接せりと看做し得る實際の利子歩合の一例として有價證券を擔保とせる銀行貸出金の利子歩合を擧ぐることを得んか。勿論、有價證券と雖も其種類頗る多く従つて債権者の利益を保護するの程度一様なりと云ふことを得ず。又、貸借期間に長短あるのみならず、金額も亦一定せるものに非ず。従つて、此種の貸借に於ても手数料及び保険料の率が各地方共に同一なりと云ふ能はざるは多言を須ひずして明かなり。されど、銀行貸付の擔保品として用ひらるゝ有價證券は公債證書

又は其他確實なる信用を有する銀行會社の株券或は債券等なるを常とし、且つ此種の證券を擔保とする貸付には多くの手数を要するとなきものなれば、此種の貸借に就きて定めらるゝ利子歩合には保険料及び手数料を含むこと比較的になく、其利子歩合の大部分は純利子歩合なりと看做すを妨げず。従つて若し地方間に於て有價證券を擔保とする銀行貸出の利子歩合に若干の開きありとすれば、そは手数料及び保険料の割合の高低より生ずるの現象なりとするよりも寧ろ純利子歩合の等差に基づくものなりと認め得るが如し。されば、此理由に基づきて左に證券貸付利子歩合の統計を用ひて實際に於ける利子歩合平衡の程度を知らんと欲す。

官報千七百三十一號(大正七年五月十三日)に載せたる大藏省の調査に係る大正六年十二月中の全國金利表に就きて之を觀るに、全國百七十

